平成２２年（フ）第６１号
長崎県佐世保市針尾北町704番地
債務者　大石　初恵
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第７４号
長崎県佐世保市柚木町2182番地３
債務者　横田　和代
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続廃止

平成２０年（フ）第２３２０号
京都府宇治市槇島町薗場14番地の５
破産者　西山製麺株式会社
1　決定年月日　平成22年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２５１号
京都市山科区御陵封ジ山町２番地の231
破産者　日本テレマシステム株式会社
1　決定年月日　平成22年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１８５８号
京都市山科区勧修寺堂田70番地の10
破産者　中西　正芳
1　決定年月日　平成22年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８５９号
京都市山科区勧修寺堂田70番地の10
破産者　中西　明美
1　決定年月日　平成22年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１６８号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地27棟306号、前住所大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地40棟101号
破産者　小林電気こと　小林　　孝
1　決定年月日　平成22年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１２０４号
大阪府岸和田市大工町３番11号、前住所大阪府岸和田市岸城町22番20号
破産者　阿児　弘樹
1　決定年月日　平成22年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第３６８号
北海道名寄市西６条北10丁目47番地13
破産者　斎藤　　裕
1　決定年月日　平成22年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６１７号
開始決定時の住所北海道旭川市東旭川北２条５丁目３番10号
破産者　山内　晃昌
1　決定年月日　平成22年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１０５号
宮城県気仙沼市新浜町１丁目３番７号
破産者　髙橋　勇夫
1　決定年月日　平成22年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第１８０号
新潟県村上市肴町12番６号、前住所新潟県村上市瀬波温泉２丁目８番３号　シャルム瀬波407
破産者　菅原　安彦
1　決定年月日　平成22年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第８３２２号
大阪市東淀川区豊里６丁目７番21号
破産者　池田　敦志
1　決定年月日　平成22年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５２６号
大阪府東大阪市長田東３―３―20　シティヴェローナ603号室、開始決定時の住所大阪府守口市南寺方北通１丁目４番17号
破産者　日比野晴之
1　決定年月日　平成22年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２１年（フ）第３６９号
大阪府泉佐野市新浜町22番地
破産者　有限会社魚寅水産
1　決定年月日　平成22年４月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係